

[ 7 ] 大阪府重度障害者特例支援事業 **身 知 精**

概 要	<p>重度の障害がある在日外国人等で、年金制度上の理由により国民年金法に規定する障害基礎年金を受給できない障害者に対し、手当を支給する制度です。</p>
対 象 者	<p>重度の障害のある在日外国人などで、年金制度上の理由により障害基礎年金を受給できない人で、次の(1)、(2)かつ(3)または(4)に該当している人</p> <p>(1) 府内に居住する外国人又は外国人であった人</p> <p>(2) 昭和57年1月1日以前に外国人登録をしていた人</p> <p>(3) 昭和57年1月1日前に満20歳に達しており、同日前に身体障害者手帳1、2級、療育手帳Aの交付を受けた人、もしくは同日以降に手帳交付を受けたが、その障害発生原因に係る傷病の初診日が同日前に属する人</p> <p>(4) 昭和57年1月1日前に満20歳に達しており、精神障害者保健福祉手帳の等級が1級であり、障害発生原因にかかる傷病の初診日が同日前に属する人</p>
手 当 額	<p>月額20,000円で、毎年4月、10月の2回に分けて支給されます。</p> <p>※ 養護老人ホーム入所者の場合、一定額を減額することがあります。</p>
支 給 制 限	<p>(1) 生活保護を受けているとき</p> <p>(2) 公的年金を受けているとき</p> <p>(3) 社会福祉施設入所者で援護の実施者が府内市町村以外であるとき</p> <p>(4) 本人の前年所得が一定金額以上であるとき</p>
必要とするもの	<p>申請書・身体障害者手帳(写し)・所定の診断書など</p>
窓 口	<p>障害福祉課 電話:06-6992-1630・1635、FAX:06-6991-2494</p>